

絶海中津年譜考(二)

——『仏智広照浄印翊聖国師年譜』と

『勝定国師年譜』との関係——

朝 倉 和

はじめに

本稿は「絶海中津年譜考(一)——『仏智広照浄印翊聖国師年譜』の再検討——」(『古代中世国文学』第十三号所収)の続稿にあたる。現在、絶海中津(一三三六〜一四〇五)には二種類の年譜が残されている。『仏智広照浄印翊聖国師年譜』(以下、『仏智年譜』と略す)と『勝定国師年譜』(以下、『勝定年譜』と略す)である。前者は、応永三十年(一四三三)に、『妙折』なる禅僧によつて撰述された。後者の成立年代および撰者は、今のところ不明である。同年譜中では、後小松天皇が「太上皇帝」、称光天皇が「今上皇帝」と表現されているので、少なくとも称光天皇が在位した応永十九年(一四二二)八月二十九日(正長元年(一四二八)七月二十日の間に成立したことになる。葉貫磨哉氏は「あるいは仏智広照浄印翊聖国師年譜の成立後にこれら年譜の拾遺的な意味で門弟の間で撰述されたのかもしれない」(『群書解題』第四下)と指摘されている。

さて、わたくしの見得た範囲では、年譜・行実・行録の類が複数存する禅僧は、絶海以外にあまりいない。夢窓疎石(一二七五〜一三五二)には『夢窓正覚心宗普济国師年譜』の他に、『夢窓正覚心宗国師塔銘并序』と『夢窓正覚心宗普济国師碑銘』がある。『群書解題』第四下によると、『年譜』は、観応二年(一二三二)に夢窓が示寂した後約十年して、高弟の春屋妙葩が撰述したものである。『塔銘』は、文和三年(一二三四)に春屋が東陵永興の許を訪れ、天龍寺雲居庵(開山塔)に建てる塔銘を得るために、夢窓の行実を録して依頼したという。『碑銘』は、貞治五年(一二三六)に夢窓の門人義堂周信が入明する同門の絶海に目子(作文の素材を箇条書きにした目録)を託し、宋景濂に撰文を依頼させたという。また、一休宗純(一二三四〜一四八二)にも『一休和尚年譜』と『一休和尚行実』がある。両書の成立年代や撰者はいまだに明らかではないが、葉貫氏は「この行実の内容は東海一休和尚年譜を抜萃したもののようで、一休の門弟が本師の塔銘を依頼する目子として、年譜を抄録してこの行実を編じたものと思われる」とも述べておられる。

両年譜はどのような背景をもって作成されたのか、また、互いどのような関係にあるのか——本稿では、この点に注目しながら、『仏智年譜』と『勝定年譜』に関する私見を述べてみたい。

一 両年譜の本文比較

禅僧の年譜類を概観すると、大体、禅僧個人の生涯は、誕生・修

行期・社会活動期・死没という四つの時期に分けられよう。煩瑣ではあるが、論の進行上必要であると思うので、『仏智年譜』と『勝定年譜』の各本文（『統群書類従』第九輯下所収。『仏智年譜』は「大正新修大藏経」所収本、『勝定年譜』は「大日本仏教全書」所収本で誤植を訂正した）を右の四期に区分し、併記する。そして、両年譜の本文を比較しつつ、記事内容の傾向を考えてみたい。両年譜の類似した文章には――線を、一方の年譜にその履歴が記載されていない箇所には★印を私に施した。

二 区分Ⅰ——誕生

○『仏智年譜』

建武三年丙子。師諱中津。字絶海。字乃全室和尚所命。自号蕉堅道人。土佐州津野人。父藤氏。母惟宗氏。禪五台山曼殊像。

夢授劍有身。吉祥而誕。実丙子歳十一月十三日也。

○『勝定年譜』

師母禱五台山文殊。夢授劍有身。吉祥而誕。

禅僧の誕生に関する記事には、出生日や出身地、両親の出自等が記されるのが一般的である。が、『勝定年譜』にはそのいずれの事柄も記されていない。『仏智年譜』にはすべて明記されている。絶海は、建武三年（二三三〇）十一月十三日に土佐の津野に生まれ、父は藤原氏（津野氏）、母は惟宗氏の出身である。

なお、禅僧のみに限らず、高僧の誕生には、母が見る瑞夢（吉夢）

が纏わることが多い。試みに禅僧の年譜類（『統群書類従』第九輯上・下所収）を見てみると、大まかではあるが、

A 天体に関するもの（日・月・明星・雷・光等）を呑んだり、懐に入れたり、感じたりする。

【例】『千光法師祠堂記』『夢窓正覚心宗普济国師年譜』等

B 剣や珠を呑んだり、抱いたり、感じたり、授かったりする。

【例】『別源和尚塔銘并序』『岐陽自贊』等

C 仏教に関するもの（般若心経・普門品・蓮花・鉢盂・袈裟等）を、僧侶・太士・大夫等から授かる。

【例】『大燈国師行状』『太清和尚履歴略記』等

D その他

というように、四つの型にその瑞夢の内容を分類することができる。絶海の母は五台山の文殊菩薩に祈り、剣を授けられる夢を見て絶海を身籠ったという。この絶海誕生に纏わる瑞夢は両年譜に見られ、先に挙げた分類によると、B型に属することになる。

三 区分Ⅱ——修行期①（土佐、京都、関東）

○『仏智年譜』

★貞和四年戊子。師年十三歳。烏頭而隸天龍籍。正覚移而養老于西芳精舎。師時々往持。適月夜勅声唔呬。正覚定起灯下呼来試之。師輒掩卷暗誦。琅々如壑水之奔注。正覚云。此兒他日必為禦侮之器者。宜在叢林文字徒。可使役于茲哉。師固請之曰。見

性在文字哉。執侍左右素願也。正覚奇其言。

★觀応元年庚寅。師是歲剃髮作沙弥。正覚時在西芳寺。命雲居葩首座曰。俾童蒙可執侍左右者來。師在旁聞曰。某以執侍為幸也。乞自行。葩公許之。師又侍正覚於西芳寺。正覚一日講円覚經。

講畢而諸衲在相詰問未決。師在旁敢告以正覚所引之釈。所講之義。不謬一字。如指掌。衲子驚告碧潭。潭驚甚。而白正覚。正

覚於此召師驗之悅。師自是入室。凡每見徵詰。応答如響。云子他日能支臨濟者歟。厚自愛耳。

★二年辛卯。師年十六歲。為大僧。師在天龍。一夏百日之間。每日四更一点坐禪。後徒跪而詣法輪。燒香禮拜。雖風雨不怠之。

蓋專祈進白業無魔事也。

★文和二年癸巳。師年十八。掛錫於東山建仁。与信義堂。帖先覚。

敷月舟。寿天錫等。同時慕龍山和尚之高風。往而依之。次大林和尚董東山席。俾師登侍藥職。師凡隸東山。恰閱一紀。雖風雨寒暑。未曾怠禪誦。每更[±]生法住持。皆美而為精進幢爾。

三年甲午。是歲師年十九。建仁東堂放牛和尚結制。冬至心先庚三日設齋。就八坂法観寺請五頭首。逐一登座說法。差僧問禪。

而牛立座下証明。歳以為常地。一歳隨例亦然焉。不差問禪之人唯師一人隨伴耳。及乎第一座之升座。放牛向師鞠躬問訊云。煩

侍者俾問禪也。師辞不獲。出眾問話。機弁捷給。流輩改觀。次每^四回頭首之升座。放牛亦命之如前。師^四橫機無所讓。愈出愈奇。

於是一衆靡不為之歎服。叢林喧伝以為曰実。

★貞治三年甲辰。是歳一策翩然有関東之行。万寿石室玖公以偈錢

云。仲靈蚤出鐔津。五百年來問世人。蠶簡陳篇消白昼。紙衲瓦鉢染清貧。非唯広城海中宝。便是諸方席上珍。拓出東山左辺底。

何妨侍者続芳塵。建仁別源旨公有送行偈。文繁不録。到相州省法兄義堂信公於南陽。遂助化於建長法兄青山和尚。次仏満禪師

大喜忻公視福山之篆。盛開法席。師在仏満会下。以上流見賞異之。関東都元帥瑞泉寺殿以法門昆仲。厚礼遇之。

★四年乙巳。師年三十歲。当此時忻公革豎風。凡叢林職事。非德不舉。率試以提唱偈頌。特技典藏繪。次以却來遷侍香。

○『勝定年譜』

★土州有円通寺。師先施財所創建。師八歳。依此寺剪髮。自誓曰。成荷法之器。衆異之。

師十九歳。掛錫於建仁。放牛和尚差師為秉弘。五頭首之間禪。師^四橫機無讓。一衆歎服。

禪僧の修行期に關する記事には、出家までの過程、師承關係、開悟の状況等が主に述べられる。『仏智年譜』によると、絶海は十三歳で蓬髪のまま天龍寺に入り、十五歳で剃髮して沙弥となり、十六歳で具足戒を受けて大僧となった。天龍寺、建仁寺、建長寺と次々に掛錫して、夢窓や龍山徳見、青山慈永、大喜法忻等に師事したという。『勝定年譜』には日本での修行の様子はほとんど記されない。

○『仏智年譜』

応安元年戊申。師年三十三歳。大明洪武元年二月。航溟南游。

寓抗之中竺。依全室禪師。禪師甚器重之。命俾作焼香侍者。後

復又転藏主。師登于靈隱。謁于道場。周旋於用貞良公。清遠涓

公之間。師嘗自謂曰。余入大明。最初依清遠於道場。以待局命

辞不就。遂依中竺季潭和尚云。其後師未為中竺藏司前。良用貞

引以靈隱書記。辞而不就。故了堂一公賜師偈。有展開仏手。伸

出驢脚之句。雖不就職。用黃龍南之事歟。偈曰。展開仏手。伸

出驢脚。露柱灯籠。築著磕著。特為此事。參尋布单。柱教亮却

一顆如來藏裡珠。日用靈光常烜赫。中竺津藏主決志此道。袖紙

微語。書前偈以賜云。前天童芥室唯一。

四年辛亥。是歳登徑山。省全室和尚。延以後堂首座。師辞不就

云々。

永和二年丙辰。師四十一歳。大明洪武九年春正月。大祖高皇帝

召見英武樓。問以法要。奏对称旨。又召至板房。指日本図。顧

問海邦遺跡熊野古祠。勅賦詩。詩曰。熊野峰前徐福祠。滿山草

木雨餘肥。只今海上波濤穩。万里好風須早飯。御製賜和曰。熊

野峯高血食祠。松根琥珀也心肥。当年徐福求仙藥。直到如今更

不飯。又賜以僧伽梨。鉢多羅。茶褐襪。櫛栗杖。并宝鈔若干。

詔許還国云々。按正覚国師碑銘序。其略云。洪武八年秋七月。

日本国遣使者。來貢方物。考功監丞華克勤奏曰。日本有高行僧

夢窓禪師。其入滅已若干年。而白塔未有勅銘。其弟子中津。法
孫中巽。有慕中華文物之懿。特因使者而求之云云。宋濂為之文
云々。

○『勝定年譜』

師卅三。航溟南遊。寓抗之中竺。依于全室。命為焼香侍者。又

転藏司。大明洪武元年。

★三十三歳。拜永安塔。訪和靖旧姑蘇台。

三十六歳。登徑山。有全室。延以後堂首座。師辞不就。

★三十八歳。再參天界全室。清遠和尚作偈送之。序曰。云々。偈

有東海扶桑樹。西天甘諸種之句。

四十一歳。洪武九年。太祖皇帝召見英武樓。指日本図。顧問熊

野古祠。勅賦詩。御製賜和。求正覚碑銘於宋濂。濂製之文。

禪僧が中国留学の経験を持つ場合、その事實は必ず、彼の年譜類
に記されよう。絶海に關しても同様で、季潭宗泐(全室和尚)や清遠
懷溥(竹菴和尚)等に師事し、明の太祖高皇帝(洪武帝・朱元璋)と詩
を唱和したことは、兩年譜に記されている。

五 区分IV——社会活動期

○『仏智年譜』

★康曆元年己未冬十月。法兄普明国師招師館于龜山雲居庵。性海

見和尚主天龍席。十二月請師居第一座。至明年春美解。

★二年庚申。師歳四十五。春赤松氏將幡法雲聘師。举汝霖佐公代

居禪觀之室壁。貼敍偈於上。公暇覽之。乃為修禪之資。

★八年辛巳。師歲六十六。檀命強起。而復住相國寺。乃第三次也。

七月十六日。就鹿苑院受請。以寺位陞為五山第一也。八月十一日入寺。兼領鹿苑院。按大周和尚同門疏序曰。寺乃以辛巳某月

日。官命陞位于五山第一。而復起吾法兄前南禪絕海禪師於鹿苑

以住持焉。視篆茲山。今當第三次。往歲再命之日。入大殿而有

已說今說當說還我広長舌相之語。吾輩竊相謂曰。禪師必當三掘兼席（注）。敷演大教。代仏揚化。而今其言驗矣。抑亦此举不是獨賢

勞於禪師。欲增重其山也。内外相須者如此云々。

○「勝定年譜」

★四十八歲。永德三年。准三宮創鹿苑院。請師始主之。師因從容

謂之曰。相國葺爾小刹。如不契施設。爾請別創宏基。慶莫大焉。

因議定大相國寺宏礎。

門入夢師跨紫色獅子王。橫行天下。翌日大相國徵書至。又有僧

夢武州桂岩命曰。余嘗所持觀音像在京師。汝往而取來。翌日武

州命此僧。迎師於拱之羚羊谷。

五十一歲。一日龍湫和尚陪師說法之席云。先師說法体裁今猶存。

遂將正覺國師法衣一頂贈之師。

★五十二歲。管領雪溪居士捐玉堂為寺。請師為開山。山曰金堂。

寺曰玉泉。

★五十四歲。師伴相公有西州之行。武州謂師曰。管内土佐吸江鹿

廬正覺行道地也。廢者久。余欲興之。南後（西）增修培旧。請師主院

事。宝坊一新。遂為勝定院附庸。

★明德元。師五十五歲。等持寺陞位為十刹之第一。蓋以厚師也。

五十六歲。大相國就師乞常所着安陀衣。冬十二月晦。奥州謀反。即伏誅矣。相國着德服。以告禪林諸老曰。滅敵者衣之靈驗也。

★五十八歲。師住相國。半夏以後。延諸尊宿會于頌。年年効之。

★五十九歲。師退相國。居等持院。九月二十四日夜。相國回祿。

師曰。昔祇園精舍罹此厄。大檀越於燎焰之中而議寺之再興。義引草天。宣律。無準。理宗重新徑山等之事。相國回祿。顯密之徒競斥吾宗。加之庄園割不庭者地而販之仏陀。然猶握本券。以

乘此時。助彼魔說。諸禪匠拱手。師奮而昌言。

★六十歲。二月二十四日。相國寺仏殿立柱。崇寿院（大）房立柱。

★六十一歲。崇寿（明）照堂塔宇。師自勵力。罄衣孟之資畢工。

★六十二歲。再住相國。兼領崇寿寺。始為十方院。於是相公議將

來非正覺氏不可領住持事。故入院仏事曰。一門光華云々。

★六十八歲。為大將軍顯山相公講信心銘。乃為証孟子書。以判仁

義云々。

禪僧の社会活動期に関する記事には、住持生活や講釈活動、寺院の建立等が主として述べられる。兩年譜に記載されている、この時期の絶海の履歴には、ほとんど共通するところがない。

絶海は甲斐の恵林寺、等持寺、等持院、相國寺（三住）と数多くの寺院の住持を勤めたが、『仏智年譜』には、相國寺に初住、再住した時の記事は見られない。『勝定年譜』には、相國寺に再住した時

の記事しかない。

『仏智年譜』によると、康暦二年(一三八〇)永徳二年(一三三八)に学徒に対して『法華経』『首楞嚴経』『円覚経』等を講じたのをはじめとして、絶海は、足利義満、香厳芳林太夫人(淡川幸子)、空谷明応等に『金剛経』『円覚経』『首楞嚴経』『十牛図』等を講じている。『勝定年譜』を見ると、応永十年(一四〇三)に足利義持(一三八六〜一四二八)に対して『信心銘』の講義をしたことしか記されていない。また、『仏智年譜』には阿波の宝冠寺、『勝定年譜』には玉泉寺の開山となつたことが記されている。

六 区分V—死没

○『仏智年譜』

★十二年乙酉。辞世頌曰。虚空落地。火星乱飛。倒打筋斗。抹過鉄圍。平日所常課者也。円覚。首楞嚴。師自謂。我嘗閱首楞嚴。有失咲之分也。

○『勝定年譜』

★師滅後五年。太上皇帝諡曰仏智国師。又今上皇帝加以淨印翊聖国師。以師之僧伽梨。永留内殿以供養云々。

禅僧の死没に関する記事には、示寂した期日や場所、世寿、遺偈等が記されるのが一般的である。絶海は、応永十二年(一四〇五)四月五日、相国寺勝定院において、七十歳でこの世を去つた。『仏智年譜』には、唐突に「十二年乙酉、辞世の頌に曰く」と遺偈が掲げら

れているので、玉村竹二氏は一行分の脱落を想定されている。『勝定年譜』には示寂の記事すらなく、没後、後小松天皇や称光天皇から謚号をおくられたことが記されている。

七 第三の年譜の存在

『仏智年譜』は不審な点も見受けられるが、絶海が誕生してから示寂するまでの履歴が、興味深い逸話を交えて程よく纏められている。一方、『勝定年譜』は誤謬は少ないが、記載されている絶海の履歴にかなり偏りが見られる。両年譜には類似した文章も多く、『仏智年譜』を簡潔にしたものが『勝定年譜』であるかのような印象を受けるが、一方の年譜に記載されている履歴が、他方の年譜には記載されていないこともあり、疑問が残る。

『陸涼軒日録』(『統史料大成』所収)の文明十七年(一四八五)六月三日、四日条には、つぎのような記事がある。

三日 (中略) 自三蟻(考・蟻恐蟻)川不白方以壬生官務記録曰。如レ此記録有レ之。絶海和尚為三會塔主。歟。貞宗不審可問予之命有レ之。檢レ之曰。鹿苑院殿応永二年六月廿日卯刻於北御所御得度。前太政大臣准三后御年三十八歳。御戒師国師。御剃手絶海和尚。六月三日。雅久。予答云。絶海和尚此時三會院為塔主歟不知レ之。乃遣棕子於勝定院主喬年方問レ之。則乃檢祖師年譜以可校レ之云々。

四日 早旦。喬年和尚携三広照国師年譜来。視レ之。応永元年甲

戊九月末。為崇寿塔主。同三年丙子崇寿造功畢。由是觀之
永二年乙亥。勝定國師為崇寿塔主決矣。(後略)

永二年(二二九五)六月二十日の卯の刻ばかりに、三代將軍足利義満が、花の御所において出家した。時に三十八歳だった。その際、絶海は剃手を勤めたのであるが、当時、三會院(臨川寺の開山塔)の塔主であつたか否かが、ここでは問題となつてゐる。蔭原軒主の龜泉集証は、勝定院主の宝松喬年の許へ惊子を遣わして尋ねさせたところ、翌朝、宝松は、『広照國師年譜』を携えてやつて来た。これを視ると、永元年(二二九四)九月末に相國寺が全焼した時、絶海は崇寿院(相國寺の開山塔)の塔主であり、同三年(二二九六)、崇寿院を再建し終つたところであるので、永二年に絶海は三會塔主ではなく、崇寿塔主を勤めていたことがわかつた。

ここで、宝松が勝定院から持参したという『広照國師年譜』について考えてみたい。現存の『仏智年譜』には永元年条も永三年条もないので、『広照國師年譜』と『仏智年譜』は同一のものではないだろう。一方、『勝定年譜』の永元年条には、絶海が相國寺を退いて等持院に住したこと、九月二十四日夜に相國寺が炎上したことなどは記されているが、『広照國師年譜』にあるように、絶海が崇寿院の塔主を勤めていたことには全く触れられていない。もつとも、同年譜の永三年条には、絶海が崇寿院の再建に努めたことが記されているが、『広照國師年譜』と『勝定年譜』は別物であろう。と、すれば、『仏智年譜』と『勝定年譜』の他にも、絶海には別系統の

年譜が(彼の塔所である勝定院に)存在したということになる。このことは、後掲の史料からも言うことができる。

まずは景徐周麟(二四四〇〜二五二八)の『翰林蒞集』(『五山文学全集』第四卷所収)を見てみる。『仏智年譜』や『勝定年譜』に類似した文章がある箇所には——線を私に施した。

同年(永元年、朝倉注)九月二十四日夜、相國寺災、台駕臨焉、到鹿苑院護之、広照師自北等持馳而会之、因進而謂曰、在昔祇園精舍罹此厄、南天王乘大願力重新焉、徑山亦遭此厄、理宗皇帝降聖旨、復重新焉、今日亦宜為之也、檀越勉旃、於是大勇而諾矣、同年十一月二十八日、仏殿山門立柱、彼賢于長者、道挿一莖草建梵刹竟者、理上興建也、不及公向事上、不歷時日、而一再起之者、其餘教苑講肆、無不一新、經所謂三世一切諸仏之大檀越者乎、(中略)

又与広照常光二師、道契不淺、嘉慶二年春正月九日、請広照於三條宮第、講金剛經、至十九日講了、山竺謂、方今公武家、以正月為嘉節、忌僧徒往来、台靈独異是、可怪矣、考之於唐朝則貞觀元年正月、命京城僧、三七日、行道齋供、王公行香者在焉、(中略)

広照住京之等持、歲在明德辛未、公嘗入師室、乞師安陀衣而持去、同年冬十二月晦日、藩臣謀反、即日敗績矣、禪林諸老、入幕賀之、公被法服見之、以手摩衣曰、滅賊軍者、乃此衣之力也、守護国界主陀羅尼經、学法衣十勝利、一者示現沙門相貌、見者

歡喜、遠離邪心、乃至十者袈裟猶如甲冑、煩惱毒箭不能害、公
之得勝利者、何疑之有哉、其後応永六年十二月、於泉州逆徒就
戮、不亦法衣勝利耶、

又就師請益十牛圖、師云、宗門直指之旨、非紙墨所形也、然十
牛之設、於無途轍中、強立途轍、從初尋牛得牛、至終人牛俱亡、
尽是相公自己本地風光、非從人得、々後只是叩門瓦子耳、公頗
得至訣、遂請師親書梁山廓菴之叙与偈、因命工繪之、貼于禪室
之壁、以為修禪之資、敢問諸人、皮角在此、牛在何処、昔郭功
甫見端師翁、師問曰、牛純乎、曰、純矣、師叱之、功甫拱而立、
師曰、純乎々々、南泉大潏無異此也、說甚南泉大潏、即今亦無
異此也、

又一日謂広照曰、禪宗難証入、念仏欲兼修、如何、師答曰、相
公二面鏡、為色像所映奪、大居士分上、心外求仏耶、不見道、
有仏処莫住、無仏処急須走過、公言下領旨、大笑歎謔而退、

(中略)

今日散忌、大功德主集苾芻衆、同音諷演楞嚴神咒、此乃波斯
匿王為父王諱日請仏嘗齋、々罷仏帰祇園、自頂上放百宝光、々
中有化仏所演出也、吾徒有法事、散場必舉此呪、原乎清規也、
吾百丈氏一夏九旬、設楞嚴會、台靈明德年中、迎広照師於花御
所、夏中日々講此經、昔年講席、今日齋筵、不隔毫端、不離當
念、即見儼然未散、

(第十四・鹿苑院殿百年忌陞座 散説)

足利義滿の百年忌の陞座法語(散説)である。陞座の法語は、時代
がくだるとともに長大なものが好まれるようになり(玉村氏『五山
文学』、二三九頁参照)、義滿と同時期に活躍した絶海の履歴をた
どるためには、彼の年譜類が必要不可欠だったはずである。『仏智
年譜』や『勝定年譜』に類似した文章も所々見受けられるが、景徐
は直接、『仏智年譜』や『勝定年譜』を目にしたわけではないだろ
う。なぜなら、両年譜よりも一つ一つの履歴が詳細に描かれてい
るし、両年譜では知ることができない逸話——禪宗を専ら修行するこ
とに迷っていた義滿に対して、『仏有る処は住すること莫れ。云々』
という趙州のことはを例に出して、如何なるものにも捉われるべき
ではないことを説いたという話——も見られるからである。絶海に
は、『仏智年譜』や『勝定年譜』とは別に、より綿密に纏められた
年譜が存在していたのであろう。

つぎに『相国寺考記』(『相国寺史料』第一巻所収)から抜粋する。
①⑦の番号は私に施した。《内は割注を示す。

① 此年等持寺陞位、為十刹之第一、于時絶海住等持蓋尊師也云云
《見于絶海年譜》 (明德元年(一三九〇)条)

② 七月十六日、絶海和尚退等持寺、移住等持院、以公命也、向在
京師等持寺日、太相国適到師室内、親乞師、所常着安陀衣、而
奉持之、是冬十二月晦日、藩臣謀叛、戦於内野、官軍利、敵陣
敗、朝野歡呼、大賀升平、禪林諸老、俱入幕而賀、太相国着法
服相見、以手拳眇衣云、凶敵乃衣之靈驗也、夫相公所以崇信絶

海者可知《見于絶海行実》

(明徳二年(一三九一)条)

③ 此年夏中相公召絶海師於花御所、日講首楞嚴經、常光并諸尊宿伴講席《見于絶海行録》

(明徳四年(一三九三)条)

④ 絶海和尚年譜又曰、相国回祿、顯密之徒、競斥吾宗、加之、割不庭者地而歸之仏陀、然猶握本券、乘此時、助彼魔説、諸禪匠拱手、師奮而昌言云云

(応永元年(一三九四)条)

⑤ 二月廿四日、相国寺仏殿立柱、崇寿院《旧之資寿院也》大房立柱《見于絶海年譜》

(応永二年(一三九五)条)

⑥ 是年一月太相国、依十牛図、請益宗旨云云《始末具見于絶海行実》

(応永二年(一三九五)条)

⑦ 八月十一日、絶海和尚重任相国《第三次也》絶海年譜云、檀命強起、而復住相国寺、七月十六日、就鹿苑院受請、八月十一日入寺、兼領鹿苑云云

按大周和尚同門疏序曰、寺乃辛巳某月

日官命、陞位于五山第一、而復起吾前南禅海翁大禪師於鹿苑、以住持焉、視篆本寺、今当第三次云云

抑亦此挙不是独賢勞於

禪師、欲増重其山也云云《已上見于年譜》

(応永八年(一四〇一)条)

『絶海(和尚)年譜』から(相国寺)に関連する事件を引用したという箇所(①④⑤⑦)について考えてみたい。先にその全文を掲げた『仏智年譜』および『勝定年譜』と比較すると、①④⑤はすべて、『勝定年譜』に確認することができるのだが、⑦は『仏智年譜』に見られる。と、いうことは、少なくとも明徳元年、応永元年、同二年、

同八年に限つては、兩年譜の記事が混在している年譜が存在したことになるだろう。また、②③⑥に目を移すと、絶海には、年譜以外にも、行実や行録が存在していたことがわかる。

近年(平成八年十二月二十日)刊行された『鹿苑院公文帳』(『史料纂集』所収)のなかで、今泉淑夫氏は、等持寺に関する新出の史料を紹介されている。相国寺慈照院所蔵の雑記一冊で、主に等持寺歴代が記されている。『絶海中津』の項には、

八 絶海 中津 和尚 明徳改元庚午年当寺陞位為十刹之第一、于時絶海住持、蓋国師也、見于師年譜

明徳二辛未年七月十六日師退等持寺移住北等持院、見于師行実とあり、『年譜』の文章は『勝定年譜』に確認することができる。また、ここでも、絶海に行実が存在したことが知られる。

おわりに

絶海には、『仏智年譜』や『勝定年譜』の他にも、現存はしていないが、別系統の年譜や行実、行録の類が存在していたようである。それらのなかで現在にまで伝わったのが『仏智年譜』であり、『勝定年譜』であったのである。想像を逞しくすると、『仏智年譜』の不備を、より綿密に纏められた年譜で、簡潔に補ったものが『勝定年譜』であると言えるかも知れないが、兩年譜の祖本の存在については、今後、さらに検討してみたい。

——あさくら・ひとし、広島大学大学院博士課程後期在学——